

# 欧米豪個人旅行客を対象とした誘客促進業務委託仕様書

## 1 業務名

欧米豪個人旅行客を対象とした誘客促進業務委託

## 2 業務目的

熊野古道は、「紀伊山地の霊場とその参詣道」として世界遺産に登録されてから2024年で20周年を迎える。また、2025年には、大阪・関西万博も開催されるなど観光需要拡大の好機が訪れようとしている。

このような状況の中、足元を見てみると、欧米豪市場において熊野古道の認知度は高まりつつあるが、熊野古道伊勢路への来訪者は少ない状況である。その理由として、プロモーションが同市場の旅行会社へ十分に行き届いていないことに加え、徒歩と交通機関を組み合わせた行程づくりの複雑さから旅行商品として扱うには難しいことも一因である。

本業務は、欧米豪の旅行会社が、「伊勢路」を旅行商品として取り扱いやすいよう宿泊を伴う行程「伊勢路王道コース」を作成し、アドベンチャーツーリズムに関心がある欧米豪旅行会社に対してセールスすることで、欧米豪市場において「伊勢路」の認知度を向上させるとともに、来訪者の増加につなげることを目的とする。

## 3 実施期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

## 4 欧米豪の対象国

英、仏、独、西、伊、米、豪の中から、米又は豪を含めた3か国（※1）を選定すること。

※1 米と豪の両方を含めてもよい。

## 5 業務内容

「伊勢路」を歩きながら東紀州地域の滞在が楽しめる要素を組み入れた「伊勢路王道コース」を作成し、外国人視点による検証を行った上で、アドベンチャーツーリズムに関心がある欧米豪旅行会社に対してセールスし、商品化を促す。

なお、「伊勢路」本来の魅力を伝えるため、商品化にあたっては東紀州地域以外の伊勢神宮や熊野三山をルートに含めても差し支えないが、本業務の目

的を踏まえて作成すること。

(1) 「伊勢路王道コース」の作成

「伊勢路王道コース」は、伊勢路歩きを基本としながらも、単に歩くだけではなく伊勢路を外れ、寄り道しながら地域産品を食べる、寺社を参拝する、体験コンテンツを楽しむ、地域住民と交流する等の要素を組み入れた行程とする。

【作成における留意点】

- ア 行程の作成においては、テーマを定め、地域に根ざしたストーリー性を重視の上、4泊5日以上ルートを作成すること。ただし、東紀州地域内での宿泊は3泊以上とすること。
- イ 大阪又は名古屋を起点とし、初日の午前は大阪又は名古屋から移動、最終日の午後は大阪又は名古屋へ移動とすること。
- ウ コース作成においては、選定した国ごとの旅行者の行動特性を反映した内容にすること。歩く以外の要素は、国ごとに異なっていることが望ましい。
- エ 欧米豪個人旅行者をターゲットとするため徒歩以外の移動は、JR、路線バス、タクシー等を組み合わせ、行程に時間的なロスが極力生じないようにする。ただし、販売価格を考慮し作成すること。
- オ 公共交通機関については、現在の時刻表を反映させてルート作成すること。
- カ 想定される宿泊施設、食事場所等も含めること。
- キ ルート作成においては、外国人の視点を取り入れ、日本人では気づきにくい点や外国人に訴求する新たな魅力を加味し、来訪意欲を喚起させること。
- ク 東紀州地域5市町（紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町）のバランスを極力考慮した行程とすること。
- ケ サステナブルツーリズムの観点を取り入れること。
- コ ルート作成にあたって、一般社団法人東紀州地域振興公社（以下「公社」という。）と協議の上、決定すること。

(2) 外国人モニターツアーの実施

本業務のターゲット層を対象としたモニターツアーを実施し、改善・ブラッシュアップを行った結果を取りまとめ、旅行会社等に対する提案資料に反映させること。モニターは、観光専門家（アドバイザー）、旅

行会社ツアー造成責任者、旅行系メディアのライターなど国内在住の欧米豪外国人等4名以上を選定すること。なお、モニターの選定にあたっては、公社と協議の上、最終決定すること。

**【実施における留意点】**

ア モニターツアー中は、各日にモニターから意見を聴取する時間を設けること。

イ モニターツアー実施後に、モニターに対してアンケート（※2）を実施し、問題点や改善点の把握につとめること。

※2 アンケートの項目・内容は、事前に公社と協議して決定するものとする。

ウ アンケートの結果をとりまとめ、公社に提出すること。

**(3) 旅行会社等に対する提案資料の作成**

熊野古道やアドベンチャーツーリズムに関心がある旅行会社に対して、東紀州地域や「伊勢路」の魅力が十分に伝わる提案資料を作成すること。

**【作成における留意点】**

ア 提案資料は、「伊勢路王道コース」の行程を分かりやすく丁寧に説明するとともに、写真などを活用し、視覚的にも魅力が伝わるものにする。

イ 資料の作成にあたっては、選定した国ごとの旅行者の行動特性を反映した内容とし、言語については、その国の言語で作成すること。

ウ 上記イについて、日本語訳版を作成すること。

エ 資料はPowerPoint形式で作成し、公社にて二次利用可能とすること。

オ 提案資料の内容・項目等は公社と協議の上、決定すること。

**(4) 伊勢路王道コースのプロモーション動画制作**

上記(1)(2)で作成した「伊勢路王道コース」のプロモーション動画を制作すること。

**【制作における留意点】**

ア 制作するプロモーション動画は、今後、公社や地域内の事業者が実施する営業活動、商談会や展示会等で活用できるものとする。

- イ 訴求するストーリーも含め、その魅力が十分に伝わる3分程度の動画を制作すること。
- ウ プロモーション動画は、英語で制作すること。
- エ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。  
なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者において行うこと。
- オ 制作するプロモーション動画は、新規撮影を原則とすること。
- カ 撮影に必要な許可申請等手続きについては、原則、受託者において行うこと。
- キ 動画はフルHD以上の解像度で制作することとし、ウェブサイトやYouTube等で使用可能なサイズ及びファイル形式で制作すること。
- ク 動画制作にあたり撮影場所等は、公社と協議の上、決定すること。

#### (5) 欧米豪旅行会社への情報発信及びセールス

上記(3)(4)の成果物を活用し、アドベンチャーツーリズムに関心があり、訪日ツアーの造成に意欲的な現地旅行会社にニュースレター等で広く情報発信し、セールス先は、商品化に期待できる旅行会社8社を選定し、その中から3社以上での商品化を目指すこと。

#### 【情報発信及びセールスにおける留意点】

- ア 情報発信及びセールス方法については任意とするが、具体的な方法を示すこと。また、最終的な数値結果は実績報告書に含めるものとする。
- イ セールスは、オンラインも可とするが、オンラインセールスの場合には、公社の職員もオブザーバーとして毎回参加できるよう調整すること。
- ウ 本業務は単年度となるが、商品化したものが販売までつながるよう、次年度以降も継続してコンタクトできる環境を整えること。
- エ セールスの際に、得られた情報等は整理し報告書にまとめること。
- オ セールスする旅行会社は、公社と協議の上、最終決定すること。

#### (6) 独自提案

上記(1)～(5)をより効果的に実施し、業務の目的の達成につながる追加の方策があれば、契約上限額の範囲内で別項目として提案すること。

## 6 委託料の上限額

4,000,000 円（消費税及び地方消費税含む）

## 7 業務完了後の提出書類

### (1) 成果品（様式は任意とする）

業務実績報告書	3部
業務実績報告書の概要	3部
旅行会社等に対する提案資料	3部（各言語）
上記提出物の電子データ	一式
制作した動画のDVD等のメディア	一式

### (2) 成果品の提出期限 令和6年2月29日（木）17時まで

### (3) 成果品の提出場所 一般社団法人東紀州地域振興公社 （三重県熊野市井戸町 371 三重県熊野庁舎 2階）

## 8 その他

### (1) 業務実施の条件

- ア 本委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を公社と協議しながら進めるものとし、その他本業務仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- イ 本委託業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

### (2) 業務遂行

本委託業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

### (3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に公社の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

### (4) 資料等の作成

成果品や本委託業務の過程で作成する書類は、PowerPoint・Word・Excel形式等、公社において二次利用可能な形式にて作成するものとする。本

業務により得られた成果品等の著作権、利用権は公社に帰属するものとする。

(5) 留意事項

ア 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案すること。

イ 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とすること。

ウ 契約期間内の各業務に係る経費は、すべて当初の契約金額に含むこと。